

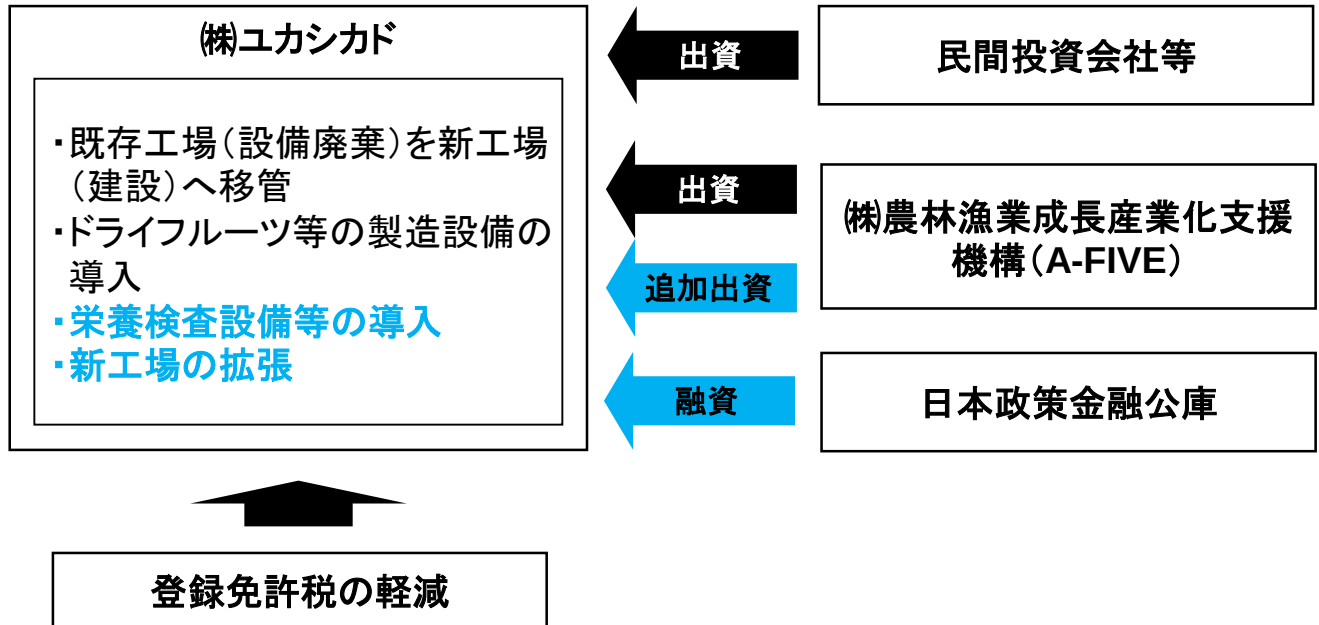
株式会社ユカシカドの「事業再編計画」変更の概要

(株)ユカシカドは、民間投資会社等から増資等を受け、既存工場を消費地近郊の新工場へ移管することにより、ドライフルーツ等の製造体制の確立、物流費の低下を図る事業再編計画の認定を受け、税制特例(設備投資に係る割増償却)及び農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による出資の支援措置を受けていた。(認定:平成30年8月10日付)

今般、更なる事業拡大を図るため、**栄養検査等の設備投資を行い製品の更なる高付加価値化を進めるとともに**、建設予定である**新工場を拡張**するため、支援措置として、**日本政策金融公庫による低利融資と支援機構による出資(追加)**を活用することとした。

<事業再編計画概要>

【実施時期】 平成30年8月下旬以降～令和5年2月28日



【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産農産物の調達量目標を4トンから**235.5トン(157トンから上方修正)**に増加
 農業者の直接取引先を5か所から20か所に増加

(生産性の向上)

工場稼働率を61%から94%に向上

様式第八（第7条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和元年8月22日

2. 変更後の認定事業再編事業者名

変更なし

3. 変更後の認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

変更なし

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

【変更前】

新工場の建設により、平成30年2月期から平成35年2月期までに生産能力を倍増させる。これにより、同時期に、原材料となる国産農産物の調達量を4トンから157トンに増加させるとともに、現在行っている農業者との直接取引を維持しつつ、今後新たに直接取引先を5箇所から20箇所に増加させ、農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与する。

【変更後】

新工場の建設及び付加価値向上のための栄養検査等の検査体制強化により、平成30年2月期から令和5年2月期までに生産能力を倍増させる。これにより、同時期に、原材料となる国産農産物の調達量を4トンから235.5トンに増加させるとともに、現在行っている農業者との直接取引を維持しつつ、今後新たに直接取引先を5箇所から20箇所に増加させ、農業者の所得の増加、農業経営の安定・発展に寄与することを目標とする。

② 生産性の向上を示す数値目標

変更なし

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

変更なし

4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

変更なし

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

・工場の設備廃棄

変更なし

・民間投資会社等及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）※を引受先とする第三者割当て増資を行う（出資の受入れ）。

【変更前】

増資の方法：民間投資会社等及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資

増資期日：平成30年8月下旬以降（予定）

※支援機構による出資については、別途、農業競争力強化支援法第29条に基づく農林水産大臣の認可及び支援機構による支援決定が必要。

【変更後】

増資の方法：民間投資会社等及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資

増資期日：令和元年9月下旬以降（予定）

※支援機構による出資については、別途、農業競争力強化支援法第29 条に基づく農林水産大臣の認可及び支援機構による支援決定が必要。

(事業の方式の変更)

【変更前】

首都圏近郊に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管するとともに充填工程のラインの整備、適正製造規範に基づいた工場とするための整備など、新たな設備投資を行うことにより、製造体制を強化・効率化する。

【変更後】

長野県松本市に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管するとともに充填工程のラインの整備、栄養検査等の検査体制を充実による商品の付加価値向上、適正製造規範に基づいた工場とするための整備を行うなど、新たな設備投資を行うことにより、製造体制を強化・効率化する。

(2) 事業再編を行う場所の住所

変更なし

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

変更なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表 1 のとおり。

5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期

別表 2 のとおり。

6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項

変更なし

7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項

変更なし

別表1 事業再編の措置の内容

【変更前】

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	四 出資の受入れ	- 増資の方法：民間投資会社等及び支援機構を引受先とする第三者割当て増資 - 増資期日：<u>平成30年8月下旬以降（予定）</u> ※事業再編計画が認定を受けることが前提。	租税特別措置法第80条第4項第1号（株式会社の増資に係る登録免許税の軽減）
	十一 保有する設備の相当程度の廃棄	- 工場の設備の一部廃棄 廃棄する設備とその内容： 工場（兵庫県明石市藤江2029-1、兵庫県明石市野々上2-3-1）の設備の一部 - 帳簿価額：0.8百万円 - 廃棄期日：平成32年2月期中 - 廃棄比率：約40%	—
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	<u>首都圏近郊</u>に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管（平成32年2月期中） - 乾燥、粉碎及び充填工程のラインを整備するなど、新たな設備投資を行い、製造体制を強化・効率化	法第27条、第29条1項（支援機構による出資）

【変更後】

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件			
	四 出資の受入れ	- 増資の方法：民間投資会社等及び支援機構*を引受先とする第三者割当て増資 - 増資期日：令和元年9月下旬以降（予定） ※事業再編計画が認定を受けることが前提。	租税特別措置法第80条第4項第1号（株式会社の増資に係る登録免許税の軽減）
	十一 保有する設備の相当程度の廃棄	工場の設備の一部廃棄 廃棄する設備とその内容： 工場（兵庫県明石市藤江2029-1、兵庫県明石市野々上2-3-1）の設備の一部 帳簿価額：0.8百万円 廃棄期日：令和2年2月期中 廃棄比率：約40%	—
法第2条第5項第2号の要件			
	農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	- 長野県松本市に新工場を建設し、兵庫県の既存工場から生産機能に移管（令和2年2月期中） - 乾燥、粉碎及び充填工程のラインを整備するなど、新たな設備投資を行い、製造体制を強化・効率化	法第27条、第29条1項（支援機構による出資） 法第25条第1項（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け）

別表2 事業再編の実施時期

【変更前】

年度	実 施 内 容
30年度	30年8月下旬以降 民間投資会社等及び支援機構を引受先とする第三者割当て増資
31年度	31年6月中旬頃 工場の設備の一部廃棄 31年9月下旬頃 首都圏近郊に新工場を建設、兵庫県の工場から生産機能に移管
32年度	製造体制の最適化
33年度	製造体制の最適化
34年度	製造体制の最適化 35年2月期 国産農産物の調達量を4トンから157トンに増加 直接取引先を5箇所から20箇所に増加

【変更後】

年度	実 施 内 容
平成30年度	平成30年8月下旬以降 民間投資会社等及び支援機構を引受先とする第三者割当て増資
令和元年度	新工場の土地選定 令和元年9月下旬頃 日本政策金融公庫からの借入れ、新工場の土地取得・着工、支援機構からの出資受け入れ
令和2年度	令和2年6月中旬頃 工場の設備の一部廃棄 令和2年9月下旬頃 長野県松本市に新工場を建設、兵庫県の工場から生産機能に移管、検

	査装置、生産・出荷設備取得、日本政策金融公庫からの借入れ、支援機構からの出資受け入れ
令和3年度	製造体制の最適化、検査装置、生産・出荷設備取得、日本政策金融公庫からの借入れ、支援機構からの出資受け入れ
令和4年度	製造体制の最適化 令和5年2月 国産農産物の調達量を4トンから <u>235.5トン</u> に増加 直接取引先を5箇所から20箇所に増加、検査装置、生産・出荷設備取得、日本政策金融公庫からの借入れ、支援機構からの出資受け入れ